

大和市教育委員会 2月臨時会

日 時 平成 27 年 2 月 20 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 会議録署名委員の決定

4 議 事

日程第 1 (議案第 9 号) 大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 10 号) 県費負担教職員の管理職人事について

5 閉 会

議案第 9 号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 2 月 20 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規第 号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則

大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「生徒の保護者」の次に「又は本市に住所を有し、神奈川県立の中等教育学校（前期課程に限る。）に就学している生徒の保護者」を加え、「以下の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

第3条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「各号の一」を「要件」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大和市就学援助に関する規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
	改正案	現行	
(目的)		(目的)	
第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由に基づき、経済的理由によつて就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう事業（以下「就学援助事業」という。）が行なう事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によつて就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。		
(対象)		(対象)	
第2条 就学援助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校若しくは中学校に就学している児童若しくは生徒の保護者又は本市に住所を有し、神奈川県立の中等教育学校（前期課程に限る。）に就学している生徒の保護者で、次の各号のいづれかに該当すると教育委員会が認定した者とする。	第2条 就学援助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校又は中学校に就学している児童又は生徒の保護者で、以下の各号の一に該当すると教育委員会が認定した者とする。ただし、大和市特別支援教育就学奨励に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第4号）第2条第1項に定める就学奨励の対象となる者を除く。		
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項による要保護者である保護者	(1) 生活保護法第6条第2項による要保護者である保護者	(1)	
(2) 略	(2) 略	(2)	
2・3 略	2・3 略	2・3	
(援助)		(援助)	
第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者	第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者	第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者	

の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 略

(援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める要件に該当しなくなつたときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

第5条～第6条 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 略

(援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める要件に該当しなくなつたときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

第5条～第6条 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 10 号

県費負担教職員の管理職人事について

県費負担教職員の管理職人事について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 2 月 20 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫